

○休日保育の実施について

このことについて、先の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の影響による夏期（7月～9月）の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更により、保護者が休日に当該児童を保育することが困難となり、かつ、勤務先、親族等で当該児童を保育できない場合において、次のとおり休日（日曜日）に当該児童の保育を実施します。

1 実施概要

- (1) 期 間：平成23年7月から平成23年9月までの3ヶ月間
- (2) 実施日：毎週日曜日（平成23年8月14日を除く。）
※土曜保育を休日保育に合わせて延長対応します。
- (3) 時 間：AM7：30～PM6：30
- (4) 場 所：和田保育園（対象園児30～40名程度を想定）1園を予定
- (5) 昼 食：保護者にて準備（間食は、市にて準備）
- (6) 利用料：3歳児未満2,500円/日、3歳児以上2,000円/日を予定
- (7) 免 除：①休日外の日に1日/週以上家庭にて保育するとき。
②その他、市長が特に必要があると認めるとき。
- (8) 体 制：市内公立幼稚園、保育園の保育士等が交替にて対応
- (9) 諸費用：人件費、消耗品費等不足分が生じた場合は、補正にて対応

2 利用の条件

- (1) 電力需給対策に伴う企業等の就業時間変更による休日勤務に該当すること
- (2) 他の保護者及び家族など誰も保育できない状況であること
- (3) 職場で託児の制度（企業内保育、院内保育など）が行われていないこと
- (4) 保育料の滞納がないこと
- (5) その他、当該児童を休日保育することが困難又は不適切でないこと

3 その他

- (1) 企業等の就業体制の変更に合わせて中止又は廃止する場合があります。
- (2) 休日勤務でなくなった場合は、利用できません。

担当 亀山市健康福祉部子ども家庭室 電話 0595-84-3315
